

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
1	9	1	5	安全配慮	(略) 指揮官は、水防作業従事者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防作業従事者へ周知し共有しなければならない	(略) 指揮官は、水防作業従事者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防作業従事者へ周知し共有しなければならない。 <u>津波浸水想定区域内における水防作業従事者は気象庁が発表する津波警報等の情報入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。</u>	施設操作者の安全確保の明記	事業調整室	意見の通り修正
2	10	2	1	大阪府内の水防組織	【機 動 班】 用地課 安威川ダム建設事務所 モノレール建設事務所	【機 動 班】 用地課 <u>安威川ダム建設事務所</u> モノレール建設事務所	事務所の廃止	河川室 茨木土木	意見の通り修正
3	11	2	2	1. 大阪府水防本部	機動班 用地課班 安威川ダム建設事務所班 モノレール建設事務所班	機動班 用地課班 <u>安威川ダム建設事務所班</u> モノレール建設事務所班	事務所の廃止	河川室 茨木土木	意見の通り修正
4	12	2	2	2. 現地指導班の水防管理区域	池田土木事務所班 池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町内各河川及び箕面川ダム管理区域。ただし、神崎川を除く。	池田土木事務所班 池田市、豊中市、箕面市、能勢町、豊能町内各河川（ <u>箕面川ダム含む</u> ）及び <u>箕面川ダム管理区域</u> 。ただし、神崎川を除く。	内容の適正化	事業調整室 河川室	意見の通り修正
5	12	2	2	2. 現地指導班の水防管理区域	茨木土木事務所班 高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、島本町内各河川。ただし、安威川は神崎川合流点まで含む。	茨木土木事務所班 高槻市、茨木市、吹田市、摂津市、島本町内各河川（ <u>安威川ダム含む</u> ）。ただし、安威川は神崎川合流点まで含む。	安威川ダム運用開始	事業調整室 河川室 茨木土木	意見の通り修正
6	13	2	2	2. 現地指導班の水防管理区域	富田林土木事務所班 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村内各河川、西除川、西除川放水路、落堀川、東除川、平尾小川の全川、及び狭山池ダム管理区域。	富田林土木事務所班 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村内各河川（ <u>狭山池ダム含む</u> ）、西除川、西除川放水路、落堀川、東除川、平尾小川の全川、 <u>及び狭山池ダム管理区域</u> 。	内容の適正化	事業調整室 河川室	意見の通り修正
7	22	5	1	気象予報、警報	水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。	水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水 <u>予報注意報及び警報</u> を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
8	22	5	1	気象予報、警報	大雨注意報 大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表3の条件に該当する場合である。	大雨注意報 大雨により <u>って</u> 災害が <u>発生する起る</u> おそれがあると予想される場合で、具体的には別表3の条件に該当する場合である。 <u>最新の値は以下に掲載</u> <u>○気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表（大阪府）</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/3_0_saka.pdf	内容の適正化	気象台	意見の趣旨に沿って修正斜字のご提案は、別表3の下に最新の情報が掲載されたページのアドレスを記載（項番31参照）
9	22	5	1	気象予報、警報	洪水注意報 洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表4の条件に該当する場合である。	洪水注意報 <u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、洪水によって</u> 災害が <u>発生する起る</u> おそれがあると予想される場合で、具体的には別表4の条件に該当する場合である。 <u>最新の値は以下に掲載</u> <u>○気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表（大阪府）</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/4_0_saka.pdf	内容の適正化	気象台	意見の趣旨に沿って修正斜字のご提案は、別表4の下に最新の情報が掲載されたページのアドレスを記載（項番32参照）
10	22	5	1	気象予報、警報	淀川、大和川、猪名川氾濫注意情報 （略）氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、	淀川、大和川、猪名川氾濫注意情報 （略）氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状態状況</u> が継続しているとき、	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
11	22	5	1	気象予報、警報	石川、寝屋川流域、神崎川・安威川、大津川・槇尾川、牛滝川氾濫注意情報 （略）氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、	石川、寝屋川流域、神崎川・安威川、大津川・槇尾川、牛滝川氾濫注意情報 （略）氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状態状況</u> が継続しているとき、	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
12	22	5	1	気象予報、警報	高潮注意報 台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、	高潮注意報 台風や <u>低気圧</u> 等による海面の異常な上昇が <u>予想されたときに</u> <u>について</u> 注意を喚起する <u>必要がある</u> 場合で、	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
13	23	5	1	気象予報、警報	大雨警報（注2） 大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表1の条件に該当する場合である。	大雨警報（注2） 大雨により って 重大な災害が 発生する起る おそれがあると予想される場合で、具体的には別表1の条件に該当する場合である。 <u>最新の値は以下に掲載</u> <u>○気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表（大阪府）</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/1_0_saka.pdf	内容の適正化	気象台	意見の趣旨に沿って修正 別表1の下に最新の情報が掲載されたページのアドレスを記載（項番29参照）
14	23	5	1	気象予報、警報	大雨特別警報 台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。	大雨特別警報（注4） <u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u> <u>台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。</u>	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
15	23	5	1	気象予報、警報	洪水警報 洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には別表2の条件に該当する場合である。	洪水警報 <u>上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、</u> 重大な災害が 発生する起る おそれがあると予想される場合で、具体的には別表2の条件に該当する場合である。 <u>最新の値は以下に掲載</u> <u>○気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表（大阪府）</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/2_0_saka.pdf	内容の適正化	気象台	意見の趣旨に沿って修正 斜字のご提案は、別表2の下に最新の情報が掲載されたページのアドレスを記載（項番30参照）
16	23	5	1	気象予報、警報	淀川、大和川、猪名川 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報 【氾濫警戒情報】（略）避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 【氾濫危険情報】氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき。	淀川、大和川、猪名川 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報 【氾濫警戒情報】（略）避難判断水位を超える 状態状況 が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 【氾濫危険情報】氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を 超える状態以上の状況 が継続しているとき、または 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるとき。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
17	23	5	1	気象予報、警報	石川、寝屋川流域、神崎川・安威川、大津川・横尾川、牛滝川 氾濫警戒情報、氾濫危険情報 （略）避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。	石川、寝屋川流域、神崎川・安威川、大津川・横尾川、牛滝川 氾濫警戒情報、氾濫危険情報 【氾濫警戒情報】（略）避難判断水位を超える 状態状況 が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。 【氾濫危険情報】氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を 超える状態以上の状況 が継続しているとき。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
18	23	5	1	気象予報、警報	高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合で、	高潮警報 台風や 低気圧 等による海面の異常な上昇により 重大な災害が発生する おそれがあると予想される場合で、	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
19	23	5	1	気象予報、警報	高潮特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
20	24	5	1	気象予報、警報	(注) (略) 3. 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」を用いる場合がある。	(注) (略) 3. 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称」を用いる場合がある。 4. 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
21	24	5	1	気象予報、警報	強風注意報 強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。	強風注意報 強風により まっ て災害が 発生する起る おそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。	記載ぶりの統一	事業調整室	意見の通り修正
22	24	5	1	気象予報、警報	風雪注意報 風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になり、雪を伴うと予想される場合。※	風雪注意報 雪を伴う強風により風雪によって 災害が 発生する起る おそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になり、雪を伴うと予想される場合。※ 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
23	24	5	1	気象予報、警報	暴風警報 暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。	暴風警報 暴風に <u>よって</u> 重大な災害が <u>発生する起る</u> おそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。	記載ぶりの統一	事業調整室	意見の通り修正
24	24	5	1	気象予報、警報	暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になり、雪を伴うと予想される場合。 ※※	暴風雪警報 <u>雪を伴う暴風により暴風雪によって</u> 重大な災害が <u>発生する起る</u> おそれがあると予想される場合、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になり、雪を伴うと予想される場合。 ※※ <u>「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。</u>	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
25	24	5	1	気象予報、警報	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。	暴風特別警報 <u>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。</u>	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
26	24	5	1	気象予報、警報	暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	暴風雪特別警報 <u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u>	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
27	25	5	1	気象予報、警報	流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて、常時10分毎に更新している。	流域雨量指数の予測値 各河川の、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、 上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 <u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）</u> を用いて常時10分ごとに更新している。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
28	26	5	1	気象予報、警報	（記録的短時間大雨情報） 大阪府内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表する。大阪府の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。	（記録的短時間大雨情報） 大阪府内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような <u>猛烈な雨（1時間降水量）が猛烈な短時間の大雨を観測</u> （地上の雨量計による観測）又は解析（ <u>気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析</u> ）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、 <u>気象庁から発表される府県気象情報の一種として発表する</u> 。大阪府の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
29	27	5	1	気象予報、警報	（別表1）大雨警報基準	最新版へ差し替え https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/1_osaka.pdf また、基準値は随時見直しを行っているため、最新の値については気象庁ホームページなどを参照するように促す記載を追記。	内容の適正化 基準値は随時見直されるため	気象台	意見の通り修正
30	28	5	1	気象予報、警報	（別表2）洪水警報基準	最新版へ差し替え https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/2_osaka.pdf また、基準値は随時見直しを行っているため、最新の値については気象庁ホームページなどを参照するように促す記載を追記。	内容の適正化 基準値は随時見直されるため	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
31	30	5	1	気象予報、警報	(別表3) 大雨注意報基準	最新版へ差し替え https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/3_osaka.pdf また、基準値は随時見直しを行っているため、最新の値については気象庁ホームページなどを参照するように促す記載を追記。	内容の適正化 基準値は随時見直されるため	気象台	意見の通り修正
32	31	5	1	気象予報、警報	(別表4) 洪水注意報基準	最新版へ差し替えてください https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/osaka/4_osaka.pdf また、基準値は随時見直しを行っているため、最新の値については気象庁ホームページなどを参照するように促す記載を追記。	内容の適正化 基準値は随時見直されるため	気象台	意見の通り修正
33	33	5	1	気象予報、警報	(別表5) 高潮警報・注意報基準	別表1～4と同様、最新の値については気象庁ホームページなどを参照するように促す記載を追記。	基準値は随時見直されるため	気象台	意見の通り修正
34	38	5	2	気象台 伝達系統図	伝達先に安威川ダム建設事務所の記載あり	安威川ダム建設事務所の記載を削除	事務所の廃止	河川室 茨木土木	意見の通り修正
35	39	5	3	淀川、大和川及び猪名川洪水予報	近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川、大和川、及び猪名川洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報を行うものとする。その発表文は、資料編の様式4-1～3号「淀川、大和川下流、猪名川洪水発表文例」のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。	近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川、大和川、及び猪名川洪水予報実施要領に基づき次の注意報及び警報を行うものとする。 <u>また、大雨特別警報の警報等への切替時には、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時的洪水予報を発表する。</u> それらの発表文は、資料編の様式4-1～3号「淀川、大和川下流、猪名川洪水予報発表文例」、 <u>様式4-4～6号「淀川、大和川下流、猪名川臨時的洪水予報発表文例」</u> のとおりである。なお、連絡様式等は資料編の国土交通省直轄河川洪水予報実施要領を参照。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
36	39	5	3	淀川、大和川及び猪名川洪水予報	淀川、大和川、猪名川氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	淀川、大和川、猪名川氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状態状況</u> が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
37	39	5	3	淀川、大和川及び猪名川洪水予報	淀川、大和川、猪名川氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	淀川、大和川、猪名川氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える <u>状態状況</u> が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
38	39	5	3	淀川、大和川及び猪名川洪水予報	淀川、大和川、猪名川氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるとき。	淀川、大和川、猪名川氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状態 <u>土の状況</u> が継続しているとき、または急激な水位上昇により <u>まもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が3時間先までに氾濫する可能性がある水位に到達すると見込まれるとき</u>	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
39	39	5	3	淀川洪水予報伝達系統図	大阪府水防本部からの伝達先 伝達先市町村名を追記 大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達	大阪府水防本部からの伝達先に <u>大阪市建設局企画部工務課、池田土木事務所、八尾土木事務所</u> を追記し、両事務所から、関係市町村水防管理者および量水標・水門等管理者への伝達を記載。 関係市町村について、市町村名を注釈で記載。 補助系統である、大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達を削除	記載誤りの修正	事業調整室	意見の通り修正
40	40	5	3	大和川洪水予報伝達系統図	伝達先市町村名を追記 大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達	関係市町村について、市町村名を注釈で記載。 補助系統である、大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達を削除	記載誤りの修正	事業調整室	意見の通り修正
41	40	5	3	猪名川洪水予報伝達系統図	伝達先市町村名を追記 大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達	関係市町村について、市町村名を注釈で記載。 補助系統である、大阪管区気象台から大阪市建設局への伝達を削除	記載誤りの修正	事業調整室	意見の通り修正
42	41	5	4	1. 対象河川	表の上部 ※表の各水位は 量水標水位＝大阪湾最低潮位〔O.P.〕、【 】内は安威川ダム供用開始後の水位	※表の各水位は <u>寝屋川流域においては、大阪湾最低潮位〔O.P.〕、それ以外は量水標水位を示す。→大阪湾最低潮位〔O.P.〕、【 】内は安威川ダム供用開始後の水位</u>	安威川ダムの供用開始等による修正	河川室 事業調整室	意見の通り修正
43	41	5	4	1. 対象河川	安威川 千歳橋 避難判断水位3.65【4.25】、氾濫危険水位4.00【4.55】	安威川 千歳橋 避難判断水位 <u>3.65【4.25】</u> 、氾濫危険水位 <u>4.00【4.55】</u>	安威川ダム供用開始による修正	河川室 茨木土木	意見の通り修正
44	41	5	4	大阪府知事指定河川の洪水予報	氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	氾濫注意情報（洪水注意報） 氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状態状況</u> が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
45	41	5	4	大阪府知事指定河川の洪水予報	氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	氾濫警戒情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える <u>状態状況</u> が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
46	41	5	4	大阪府知事指定河川の洪水予報	氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。	氾濫危険情報（洪水警報） 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を 超える状態 以上の状況が継続しているとき。	内容の適正化	気象台	意見の通り修正
47	42～46	5	4	3. 石川洪水予報連絡系統図～7. 牛滝川洪水予報通信連絡系統図	NHK大阪放送局	<u>日本放送協会</u>	実施要領に合わせた修正	事業調整室	意見の通り修正
48	44	5	4	5. 神崎川・安威川洪水予報通信連絡系統図	伝達先に安威川ダム建設事務所の記載あり	安威川ダム建設事務所の記載を削除	事務所の廃止	河川室 茨木土木	意見の通り修正
49	49	5	5	4. 水位情報の発表者及び通知先	天野川・穂谷川・船橋川 受報担当者 危機管理室長	危機管理対策推進課長	組織改編による変更	枚方市	意見の通り修正
50	53	5	7	2. 知事の行う水防警報	（略）その河川名及び海岸名、発表担当者及び通知先は第7節9「知事指定河川・海岸」及び10、その発表文は資料編様式第10号、10-1号のとおりである。	（略）その河川名及び海岸名、発表担当者及び通知先は第7節9「知事指定河川・海岸」及び10、その発表文は資料編様式第10号、10-1～10-3号のとおりである。	様式の追加のため	事業調整室 大阪港湾局	意見の通り修正
51	57	5	7	淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（洪水）	大阪府水防本部からの伝達先	大阪府水防本部からの伝達先に <u>池田土木事務所、八尾土木事務所</u> を追記し、両事務所から、各市町村及び量水標・水門等管理者を追記	記載誤りの修正	事業調整室	意見の通り修正
52	57	5	7	淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（高潮）	大阪府水防本部からの伝達先 淀川右岸水防事務組合への伝達機関	大阪府水防本部からの伝達先に <u>池田土木事務所、茨木土木事務所</u> を追記し、両事務所から、各市町村及び量水標・水門等管理者を追記。淀川右岸水防事務組合への伝達機関を大阪市建設局工務課から茨木土木事務所に修正	記載誤りの修正	事業調整室	意見の通り修正
53	60	5	7	7. 国土交通大臣指定河川	※表の各水位は 量水標水位 = 大阪湾最低潮位〔O.P.〕	※表の各水位は 量水標水位 = 大阪湾最低潮位〔O.P.〕	誤記の修正	事業調整室	意見の通り修正
54	60	5	7	8. 発表者及び通知先	淀川（洪水）、淀川（高潮）の発表担当者 調査課長	<u>流域治水課長</u>	組織改編による変更	事業調整室	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
55	60	5	7	8. 発表者及び通知先	淀川（洪水）の通知先 （略） 淀川右岸水防事務組合水防管理者 茨木土木事務所 枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所 （略） 大阪市建設局	（略） 淀川右岸水防事務組合水防管理者 <u>池田土木事務所</u> 茨木土木事務所 枚方土木事務所 <u>八尾土木事務所</u> 寝屋川水系改修工営所 （略） <u>大阪市建設局</u> <u>豊中市水防管理者</u> <u>守口市水防管理者</u> <u>枚方市水防管理者</u> <u>寝屋川市水防管理者</u> <u>大東市水防管理者</u> <u>門真市水防管理者</u> <u>吹田市水防管理者</u> <u>高槻市水防管理者</u> <u>茨木市水防管理者</u> <u>摂津市水防管理者</u> <u>島本町水防管理者</u> <u>東大阪市水防管理者</u> <u>量水標・水門等管理者</u> <u>関係各警察署</u>	通知先に各水防管理者を明記 一部記載漏れの修正	事業調整室	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
56	60	5	7	8. 発表者及び通知先	淀川（高潮）の通知先 （略） 淀川右岸水防事務組合水防管理者 西大阪治水事務所 （略） 大阪市建設局	淀川（高潮）の通知先 （略） 淀川右岸水防事務組合水防管理者 <u>池田土木事務所</u> <u>茨木土木事務所</u> 西大阪治水事務所 （略） 大阪市建設局 <u>豊中市水防管理者</u> <u>吹田市水防管理者</u> <u>関係各警察署</u> <u>量水標・水門等管理者</u> <u>関係各警察署</u>	通知先に各水防管理者を明記 一部記載漏れの修正	事業調整室	意見の通り修正
57	61	5	7	8. 発表者及び通知先	猪名川の通知先 （略） 北部流域下水道事務所	（略） 北部流域下水道事務所 <u>豊中市水防管理者</u> <u>池田市水防管理者</u> <u>量水標・水門等管理者</u> <u>関係各警察署</u>	通知先に各水防管理者を明記	事業調整室	意見の通り修正
58	61	5	7	8. 発表者及び通知先	大和川、石川の通知先 （略） 寝屋川水系改修工営所 危機管理室 大阪府下水道室 （略） 堺市建設局	大和川、石川の通知先 （略） 寝屋川水系改修工営所 <u>大阪府</u> 危機管理室 大阪府下水道室 （略） 堺市 <u>建設局水防管理者</u> <u>八尾市水防管理者</u> <u>柏原市水防管理者</u> <u>東大阪市水防管理者</u> <u>松原市水防管理者</u> <u>羽曳野市水防管理者</u> <u>藤井寺市水防管理者</u> <u>量水標・水門等管理者</u> <u>関係各警察署</u>	通知先に各水防管理者を明記	事業調整室	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案(斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載)	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
59	61	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 表の上部 ※表の各水位は 量水標水位 = 大阪湾最低潮位〔O.P.〕 ただし、() 表記のある量水標では、O.P.は () の水位、【 】内は安威川ダム供用開始後の水位	※表の各水位は 量水標水位を示すが、◎印の観測所については、上段に量水標水位、下段に大阪湾最低潮位〔O.P.〕を示す。→大阪湾最低潮位〔O.P.〕を示す。 ただし、() 表記の場合はO.P. (大阪湾最低潮位)を示す。() 表記のある量水標では、O.P.は () の水位、【 】内は安威川ダム供用開始後の水位。	安威川ダムの供用開始等による修正	河川室 事業調整室	意見の通り修正
60	62	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 安威川 太田橋 避難判断水位2.80【3.35】、氾濫危険水位3.00【3.45】 千歳橋 避難判断水位3.65【4.25】、氾濫危険水位4.00【4.55】 鶴野橋 避難判断水位4.10【4.40】、氾濫危険水位4.50【4.90】	安威川 太田橋 避難判断水位 2.80 【3.35】、氾濫危険水位 3.00 【3.45】 千歳橋 避難判断水位 3.65 【4.25】、氾濫危険水位 4.00 【4.55】 鶴野橋 避難判断水位 4.10 【4.40】、氾濫危険水位 4.50 【4.90】	安威川ダム供用開始による修正	河川室 茨木土木	意見の通り修正
61	63	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 楠根川 萱振大橋 氾濫注意水位1.90(6.74)、避難判断水位3.16(8.00)、氾濫危険水位3.21(8.05)	1. 洪水区域 楠根川 ◎萱振大橋 氾濫注意水位 1.90 (6.74)、避難判断水位 3.16 (8.00)、氾濫危険水位 3.21 (8.05)	注釈の変更に伴う修正	河川室 事業調整室	意見の通り修正
62	63	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 平野川 太子橋 氾濫注意水位2.00(9.46)、避難判断水位3.44(10.90)、氾濫危険水位3.54(11.00)	1. 洪水区域 平野川 ◎太子橋 氾濫注意水位 2.00 (9.46)、避難判断水位 3.44 (10.90)、氾濫危険水位 3.54 (11.00)	注釈の変更に伴う修正	河川室 事業調整室	意見の通り修正
63	64	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 芦田川 加茂 氾濫注意水位 1.20m 避難判断水位 1.45m	芦田川 加茂 氾濫注意水位 0.80 m 避難判断水位 0.90 m 氾濫危険水位 1.00 m	河川改修工事進捗による基準水位の見直し実施	鳳土木	意見の通り修正
64	64	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 津田川右岸の区域 貝塚市久保地先(虎橋下流端)から海まで	貝塚市久保 三丁目 地先(虎橋下流端)から海まで	貝塚市の住居表示の実施による変更	事業調整室	意見の通り修正
65	64	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 津田川 青木橋 氾濫注意水位 1.25m 避難判断水位 2.65m 氾濫危険水位 2.80m	津田川 青木橋 氾濫注意水位 1.75 m 避難判断水位 1.90 m 氾濫危険水位 2.05 m	河川改修の進捗による基準水位の見直し実施	岸和田土木	意見の通り修正
66	64	5	7	9. 知事指定河川・海岸	佐野川 対象量水標 佐野川	佐野川 対象量水標 佐野川 橋	誤記の修正	河川室	意見通り修正
67	64	5	7	9. 知事指定河川・海岸	1. 洪水区域 樫井川 大正大橋 氾濫注意水位 2.25m 避難判断水位 3.30m 氾濫危険水位 3.60m	1. 洪水区域 樫井川 大正大橋 氾濫注意水位 2.00 m 避難判断水位 2.75 m 氾濫危険水位 2.85 m	河川改修の進捗による基準水位の見直し実施	岸和田土木	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
68	80	5	9	3. 連絡系統図	池田土木事務所 茨木土木事務所 安威川ダム建設事務所（※1） 富田林事務所 大阪府水防本部（※2） ※1 安威川ダム建設工事中は、安威川ダム建設事務所が通知を行う。 ※2 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）に関する情報を報道機関に提供。	池田土木事務所 茨木土木事務所 安威川ダム建設事務所（※1） 富田林事務所 大阪府水防本部（※2） ※1 安威川ダム建設工事中は、安威川ダム建設事務所が通知を行う。 ※2 緊急放流（非常用洪水吐きからの越流）に関する情報を報道機関に提供。	安威川ダム供用開始による修正	河川室 茨木土木	意見の通り修正
69	81	5	10	1. 警戒すべき区域及び市町村	警戒すべき区域は、大阪府内土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり崩壊危険箇所）及び土砂災害警戒区域等である。（資料編土砂災害警戒区域等一覧表参照。） なお、地すべり危険箇所については、地すべりの兆候を発見後警戒活動にあたる。	警戒すべき区域は、 大阪府内土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり崩壊危険箇所）及び 土砂災害警戒区域等である。（資料編土砂災害警戒区域等一覧表参照。） なお、地すべり 危険箇所 については、地すべりの兆候を発見後警戒活動にあたる。	土砂災害危険箇所の廃止	河川室	意見の通り修正
70	104 ～ 107	17	1	洪水浸水想定区域の指定状況	府管理河川の一覧表で浸水想定区域公表年月日を記載	浸水想定区域公表年月日を削除	一覧表に指定年月日が記載されており不要である	河川室	意見の通り修正
71	104	17	1	洪水浸水想定区域の指定状況	府管理河川一覧 神崎川 洪水予報河川浸水想定区域指定年月日 R2.1.31 その他河川浸水想定区域指定年月日 R5.3.29 安威川 洪水予報河川浸水想定区域指定年月日 R2.3.25 その他河川浸水想定区域指定年月日 R5.3.29	神崎川 洪水予報河川浸水想定区域指定年月日 <u>R5.12.8</u> その他河川浸水想定区域指定年月日 <u>R5.12.8</u> 安威川 洪水予報河川浸水想定区域指定年月日 <u>R5.12.8</u> その他河川浸水想定区域指定年月日 <u>R5.12.8</u>	洪水浸水想定区域の指定	河川室	意見の通り修正
72	104 ～ 107	17	1	洪水浸水想定区域の指定状況	府管理河川一覧の新規追加（現在は、記載なし）	○糸田川、下音羽川 その他河川浸水想定区域指定年月日 <u>R5.12.8</u> ○石田川、長谷川、野間川、旧猪名川、上の川、境川、箕川、東山川、藤田川、前川、北川、音川、長門川、箕後川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、たち川、宇奈田川、加賀田川、百済川、王子川、父鬼川、金熊寺川、山中川を新規追加 その他河川浸水想定区域指定年月日 <u>R6.3.26</u>	洪水浸水想定区域の指定	河川室	意見の通り修正
73	113 ～			関連法令等「水防法」	(省略)	下記の条文を最新版に更新。 第十一条の二、第十二条	法改正に伴う最新の内容に更新	事業調整室	意見の通り修正
74	130 ～			関連法令等「気象業務法」	(省略)	下記の条文を最新版に更新。 第二条、第九条、第十四条の二、第十七条、第二十三条、第二十八条	法改正に伴う最新の内容に更新	事業調整室	意見の通り修正

項番	頁	章	節	標題	現水防計画での記述内容	修正案（斜字部分は、意見通りではないが趣旨に沿った修正をしている。詳細は反映状況に記載）	修正等理由・備考	意見提出部署	反映状況
75	134 ～			関連法令等 「気象業務法施行令」	(省略)	下記の条文を最新版に更新。 第四条、第五条、第八条、第九条	改正に伴う最新の内容に更新	事業調整室	意見の通り修正
76	139			大阪府水防協議会構成	(略) テレビ大阪株式会社報道スポーツ局報道部長 (略) 大阪地下街株式会社代表取締役副社長	(略) 株式会社毎日放送報道情報局長 (略) 大阪地下街株式会社取締役	構成委員の変更	事業調整室	意見の通り修正
77	141			無線電話一覧	茨木土木 8-300-537	茨木土木 8-300- 535	電話番号の変更	茨木土木	意見の通り修正
78	141			無線電話一覧	企画G 8-305-233	地域支援・防災グループ 8-305-283	八尾土木 担当グループの変更	八尾土木	意見の通り修正
79	141			無線電話一覧	安威川ダム建設事務所の記載あり	安威川ダム建設事務所の記載を削除	事務所の廃止	河川室 茨木土木	意見の通り修正
80	142			水防関係機関連絡先	茨木土木 8-300-537	茨木土木 8-300- 535	電話番号の変更	茨木土木	意見の通り修正
81	142			水防関係機関連絡先	安威川ダム建設事務所の記載あり	安威川ダム建設事務所の記載を削除	事務所の廃止（※）	河川室 茨木土木	意見の通り修正
82	142			水防関係連絡先	農政室および農と緑の総合事務所の連絡先（現在は記載なし）	農政室 NTT 06-6210-9600 無線電話 8-200-2775 北部農と緑の総合事務所 NTT 072-627-1121 無線電話 8-300-415 中部農と緑の総合事務所 NTT 072-994-1515 無線電話 8-305-384 南河内農と緑の総合事務所 NTT 0721-25-1131 無線電話 8-304-210 泉州農と緑の総合事務所 NTT 072-439-3601 無線電話 8-303-207	連絡先の追加	農政室整備課	意見の通り修正
83	142			防災無線電話番号等	和泉市 道路河川室 0725-99-8144 8-519-1470,1471,1474	和泉市 都市整備室 0725-99-8138 8-519-1464	機構改革及び連絡体制変更のため	鳳土木	意見の通り修正
84	142			水防関係機関連絡先	岬町のNTT電話（現在は白紙）	072-492-2759	NTT電話空白のため追加	町村長会	意見の通り修正
85	142				NTT電話072-924-0540 無線電話番号等8-305-233	NTT電話072-922-7876 無線電話番号等8-305- 283	八尾土木 担当グループの変更	八尾土木	意見の通り修正